

令和 元 年

# 第 2 回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 令和元年 8 月 2 6 日 (月) 午後 6 時  
会 場 市役所 9 階 第 2 委員会室

苫小牧市国民健康保険運営協議会

# 会 議 次 第

## 委嘱状交付式

- 1 委嘱状交付

## 運営協議会

- 1 開 会

- 2 国民健康保険運営協議会会長の選任について

- 3 諮問

- 4 市長挨拶

- 5 報告事項

第1号 第19回定例会以降の市議会の結果について

第2号 平成30年度国民健康保険事業会計決算について

- 6 協議事項

第1号 市長からの諮問事項  
苫小牧市税条例の一部改正について

- 7 その他

## 国民健康保険運営協議会会長の選任について

<国民健康保険法施行令抜粋>

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 報告事項第 1 号

### 第 19 回以降の市議会の結果について

第 19 回定例会（平成 31 年 2 月 22 日から 3 月 15 日まで開催）

（1） 平成 30 年度国民健康保険事業特別会計第 4 回補正予算

2 月 22 日全会一致により原案可決

（2） 平成 31 年度国民健康保険事業特別会計予算案

3 月 12 日全会一致により原案可決

第 1 回臨時会（令和元年 5 月 20 日から 5 月 22 日まで開催）

（1） 苫小牧市税条例の一部改正

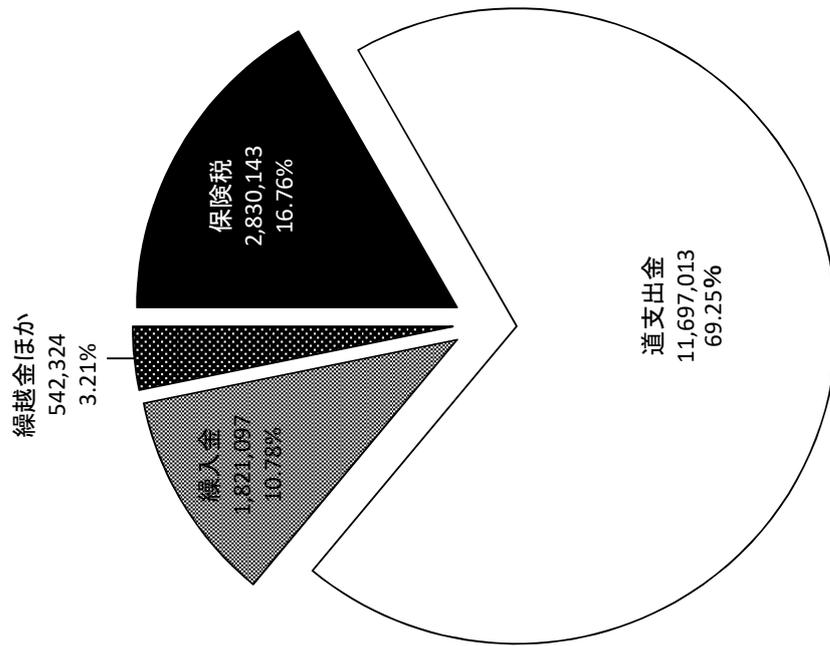
5 月 22 日承認

第 2 回定例会（令和元年 6 月 20 日から 6 月 28 日まで開催）

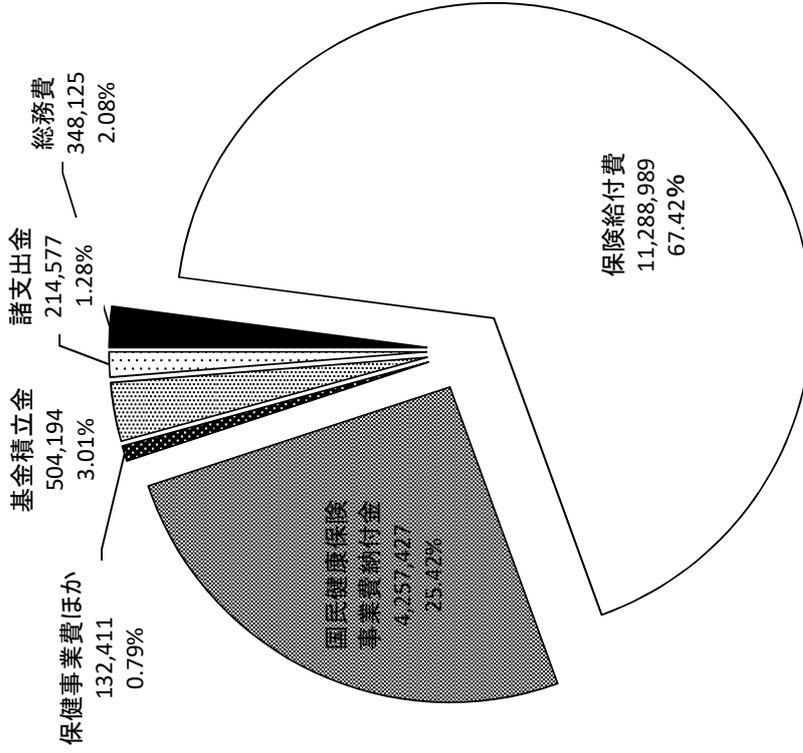
報告事項第2号

平成30年度国民健康保険事業会計決算について

●歳入 16,890,577千円

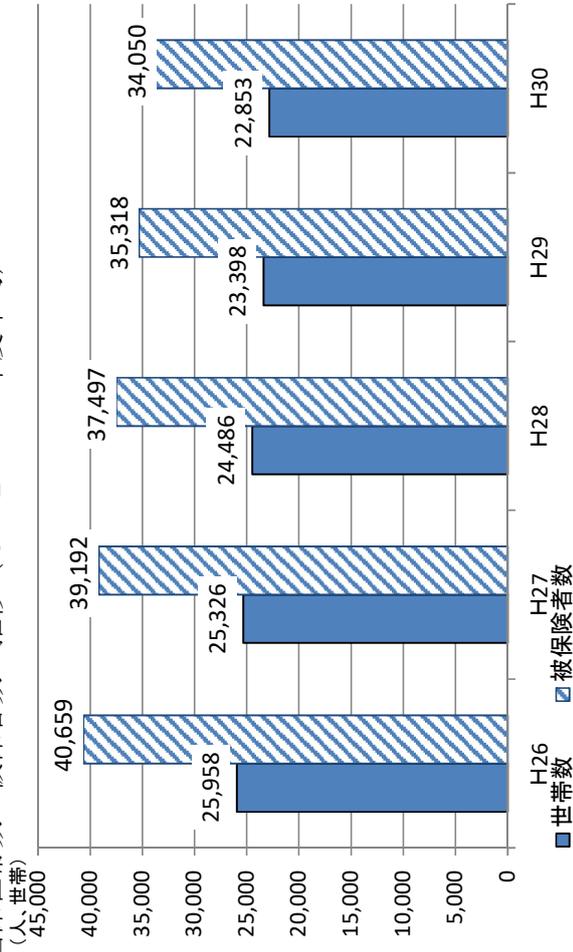


●歳出 16,745,723千円

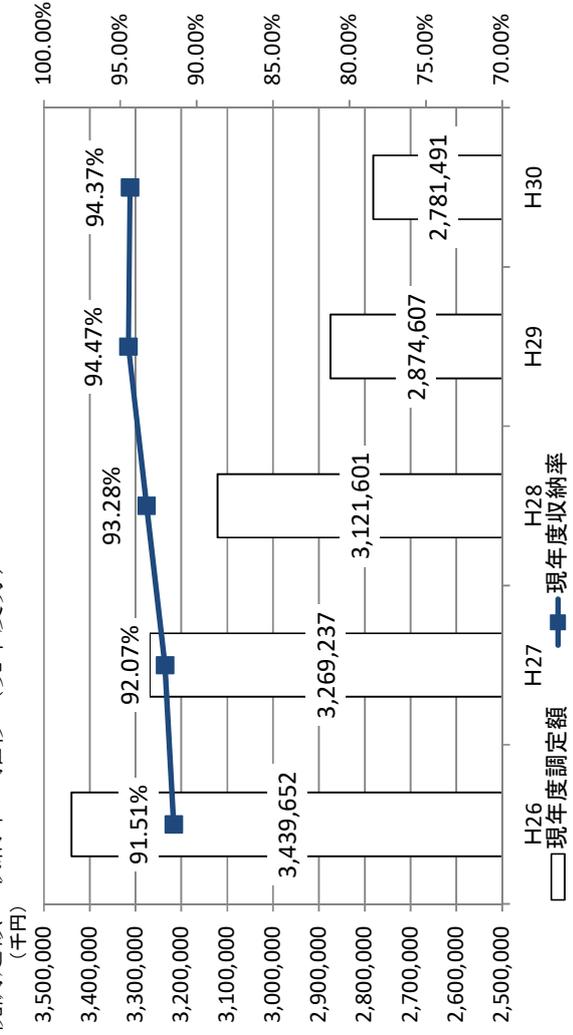


歳入歳出差引 144,854千円 は翌年度へ繰越

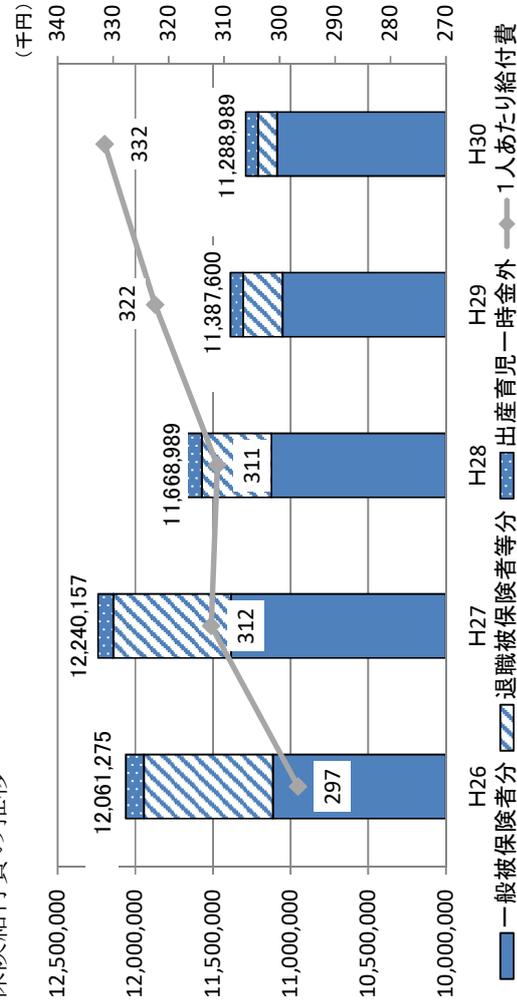
国保世帯数・被保者数の推移（3-2-2ベース年度平均）



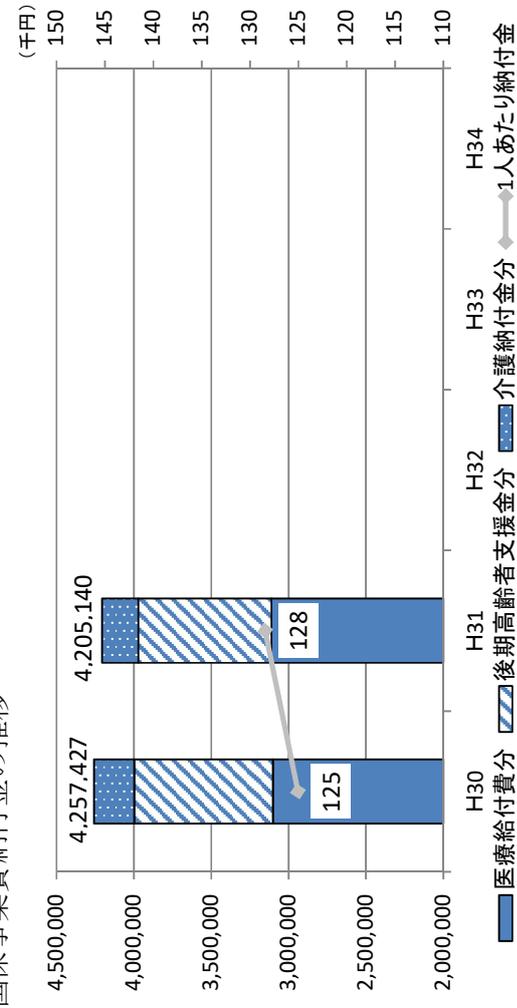
国保税調定額・収納率の推移（現年度分）



保険給付費の推移



国保事業費納付金の推移



	H26	H27	H28	H29	H30
一般被保険者分	11,114,753	11,383,948	11,122,710	11,052,056	11,087,333
退職被保険者等分	830,606	757,708	449,136	253,835	122,027
出産育児一時金外	115,916	98,501	97,143	81,709	79,629
1人あたり給付費	297	312	311	322	332

	H30	H31	H32	H33	H34
医療給付費分	3,101,335	3,110,415			
後期高齢者支援金分	896,700	860,629			
介護納付金分	259,392	234,096			
1人あたり納付金	125	128			

# 協議事項第 1 号 市長からの諮問事項

## 苫小牧市税条例の一部改正について

### 1. 改正内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、法定限度額との乖離を解消するため、基礎課税額を 61 万円に改正し、令和 2 年度、令和 3 年度の 2 か年で段階的に実施する。

課税限度額	現 行	改 正	備 考
基 礎 分	540,000円	610,000円	第137条第2項、第146条の改正
支 援 分	190,000円	190,000円	改正なし
介 護 分	160,000円	160,000円	改正なし
合 計	890,000円	960,000円	

#### 各年度の課税限度額

課税限度額	令和 2 年度	令和 3 年度
基 礎 分	580,000円	610,000円
支 援 分	190,000円	190,000円
介 護 分	160,000円	160,000円
合 計	930,000円	960,000円

### 2. 国の課税限度額の経過

国保税の課税限度額について国は、被用者保険の標準報酬月額の上限度額とのバランスを考慮している。被用者保険では、標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合が 0.5～1.5% の範囲に収まるように定められており、国保においても、限度額に達する世帯の割合がその 1.5% という水準に近づくよう、課税限度額を段階的に引き上げていて、令和元年度からは基礎課税額が 61 万円、後期高齢者支援金等課税額が 19 万円、介護納付金課税額が 16 万円の合計 96 万円となっている。

### 3. 本市の課税限度額の経過と改正理由

本市の課税限度額は、平成 30 年度から令和元年度の 2 ヶ年にかけて、平成 29 年度法定基準である基礎課税額 54 万円、後期高齢者支援金等課税額 19 万円、介護納付金課税額 16 万円の合計 89 万円に改正している。しかし、平成 30 年度以降、国も課税限度額を引き上げたことから、現行の法定基準とは 7 万円のかい離が生じている。

平成 30 年度の国保都道府県化において、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算され、法定限度額に達していない場合は、その税収不足分を補うため税率を上げる必要がある。そうすると低中間所得者層の負担が増えることになることから、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額を引き上げる。

#### 4. 課税限度額の推移

(単位:円)

年度	基礎分		支援分		介護分		合計	
	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市
H28	540,000	510,000	190,000	150,000	160,000	130,000	890,000	790,000
H29				160,000		140,000		810,000
H30	580,000	530,000		170,000		150,000	930,000	850,000
R1	610,000	540,000		190,000		160,000	960,000	890,000

#### 5. 令和元年度の道内35市の状況

課税限度額	市数	市名
96万円	26市	札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市
93万円	8市	小樽市、旭川市、江別市、三笠市、根室市、恵庭市、北広島市、石狩市
89万円	1市	苫小牧市

#### 6. 課税限度額改正時の調定増額見込

課税限度額	超過世帯数			調定増額見込
	基礎分	支援分	介護分	
89万円	203世帯	211世帯	80世帯	7, 276千円
93万円	168世帯	211世帯	80世帯	
96万円	147世帯	211世帯	80世帯	

※令和元年度当初賦課時から試算

#### 7. 限度額超過となる所得額

夫（給与収入）、妻と子は収入なしの3人世帯 夫と妻は介護2号被保険者の場合

課税限度額	基礎分	支援分	介護分
89万円 給与収入 (所得)	約819万円 (約617万円)	約793万円 (約594万円)	約868万円 (約661万円)
93万円 給与収入 (所得)	約875万円 (約668万円)	約793万円 (約594万円)	約868万円 (約661万円)
96万円 給与収入 (所得)	約917万円 (約706万円)	約793万円 (約594万円)	約868万円 (約661万円)